



お詫び

令和5年3月発行の教育委員会だより第6号におきまして、新中学校名を「川南町立川南中学校」に決定しましたとお知らせしました。

このことにつきましては、「教育委員会の職務権限」に基づき、令和4年11月25日の定例教育委員会議案第2号「新中学校の校名について」を議題とし、教育委員会として全会一致で可決したものでございます。教育委員会でも可決した校名につきましては、令和4年12月13日に議会の全員勉強会で報告をしています。

しかしながら最終的には、川南町立学校条例の一部改正を議会に提案し、議会において可決して最終決定となります。町民の皆様に誤解を招く表現となりましたことをお詫びします。

今後の スケジュール

令和3年12月議会において「川南町立中学校統合整備基本計画」が可決されましたので、その計画に基づき、新中学校の設置場所「サンA川南文化ホール・町立図書館東側及びその周辺」とし、開校時期「令和8年度開校」を目指して、進めております。

また、令和4年9月議会においては、「新中学校土地購入費等」が議会で可決され令和5年3月議会では、「新中学校建設に伴う基本設計・実施設計、業務委託料」が可決されました。今後は、基本設計・実施設計を受けて建設予算の検討に入ることになります。

教育委員会の位置づけと職務権限とは

教育においては、政治的中立性と継続性・安定性の確保が強く要請されます。このため、選挙で選ばれる地方公共団体の長から独立した行政委員会としての教育委員会が置かれ、教育委員会と自治体の長は、それぞれに属する権限の範囲において、相互に対等かつ独立にその事務を執行します。

教育委員会の職務権限第21条に、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行すると規定されています。主なものとして

一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校（学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置する※以下略）の設置、管理及び廃止に関すること。

その他にも学校の人事や学校施設、学校給食、社会教育などが職務権限として責任を有しています。

教育委員会として誤解を与えましたことや説明不足を反省し、町民の皆様に誤解を与えることの無いよう、今後も情報発信等に努めてまいりたいと思います。